

# 情報公開制度利用の手引き

独立行政法人等情報公開法が平成 14 年 10 月 1 日に施行され、行政機関に対してと同様、本法に定められた独立行政法人・特殊法人に対しても、誰でもが、法人文書の開示を請求できるようになりました。

また、法律において、情報提供制度が設けられました。

沖縄振興開発金融公庫は、この法律の対象法人であり、その諸活動を国民に説明する責務が全うされるとの法律の目的を踏まえ、適切な対応に努めてまいります。

沖縄振興開発金融公庫

# 情報公開制度のポイント

## 1. どのような人が文書の開示を請求できるのですか。

情報公開法の定めるところにより、誰でも請求をすることができます。

## 2. 開示請求できるのはどのような文書でしょうか。

当公庫役職員が職務上作成、取得した文書、図画、電磁的記録（フロッピーディスク等に記録された電子情報）であって、役職員が組織的に用いるものとして当公庫が保有している文書が対象になります。

ただし、書籍等の市販物は対象になりません。

## 3. どこに行けば請求ができるのでしょうか。

当公庫本支店及び東京本部の情報公開窓口にて請求を受付けます。ここでは、法人文書ファイル管理簿の閲覧も行えます。

郵送でも受け付けますが、その際は東京本部総務課宛郵送いただくようお願いいたします。

## 4. 窓口の開設日、開設時間はいつですか。

以下のとおり窓口を開設しております。

本 店：午前9時から午後5時まで

東京本部：午前9時30分から午後5時まで

支 店：午前9時から午後4時30分まで

土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は除きます。

## 5. 開示請求はどのように行うのでしょうか。

開示請求書に必要事項を記入して、情報公開窓口に提出するか郵送してください。（記入要領は別紙法人文書開示請求書記入例をご参照ください。）

開示請求には、文書1件あたり300円の手数料（開示請求手数料）が必要です。

手数料の納付方法は、現金（現金書留を含む）、銀行振込などとなります。

#### 6. 請求の結果文書が開示されるかどうかはいつ分かるのでしょうか。

開示・不開示の決定は、原則として30日以内に行われ、所定の書面で通知されます。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由により30日以内に開示・不開示の決定が行えない場合は、決定の期限がさらに30日以内の範囲で延長されることがあります。

なお、文書の特定ができなかったり、開示請求手数料の納付がなされない場合は、補正手続きが必要となり、この期間は上記期間に算入されないこととなっています。

#### 7. 開示・不開示の決定に不服がある場合はどうすれば良いのでしょうか。

不開示または部分開示の決定に不服がある場合は、当公庫に対して異議申立てを行うことができます。

当公庫は、異議申立てがあったときは、情報公開審査会に諮問し、諮問に対する答申を受けて、異議申立てに対する決定を行います。

なお、異議申立てとは別に、裁判所に対して決定の取り消しを求める訴訟を提起することもできます。

#### 8. 開示の実施はどのように受けるのでしょうか。

開示決定の通知を受けた方は、通知があった日から30日以内に、文書・図画・電磁的記録の閲覧や写しの交付などの方法を選択して、開示の実施方法等申出書により申し出て下さい。

希望する開示の実施方法は、開示請求書にあらかじめ記載しておくこともできます。

開示の実施を受けるには、開示実施手数料が必要です。

例えば、文書の閲覧は、100枚までごとに100円、写しの交付は1ページ20円となっています。既に納付いただいた開示請求手数料(1件あたり300円)が充当されるため、請求1件あたり開示実施手数料が300円に達するまでは無料、300円を超えるとき、300円を控除した額が納付する開示実施手数料となります。

写しの郵送を希望されるときには、郵送料(郵便切手)が必要になります。

開示実施手数料の納付方法は、開示請求手数料と同様です。

以上を含め、開示決定の通知の中で必要な事項が示されますので、これに沿って手続きを進めてください。

#### ディスクロージャーについて

当公庫の業務について国民の皆様により正しく理解していただくために、情報公開法に基づくものを含め、情報提供資料を当公庫ホームページに掲載し、情報公開窓口においても取りそろえております。是非ご利用下さい。